

府政防第533号  
消防災第96号  
令和元年10月17日

関係都県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害緊急事態対処担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

### 台風第19号を踏まえた対応について

平素より、防災行政の推進に御尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

先日の台風第19号により、70名を超える死者・行方不明者が生じる等甚大な被害が広範囲に発生しました。今週末にはこうした地域に警報級の大雨が降ることが予想されます。台風第19号による降雨があった地域では土砂災害が発生するおそれが高まるとともに、河川堤防等が損傷を受けた地域では洪水の危険度が高まるおそれがあります。

こうした事情を踏まえ、避難勧告等は、時機を失することなく、空振りをおそれずに躊躇なく発令するとともに、避難所の早期開設に努めるほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域を早急に設定し、被害の拡大防止に努めること等の対応について、遺漏なきよう、よろしく願いいたします。

また、都道府県庁、市役所及び町村役場等の自家発電設備の燃料確保や、都道府県と市町村との間等の情報伝達手段の確保等、防災対応体制を今一度見直し、万全を期していただくよう、改めてお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、このことを周知いただき、適切に助言いただくことをお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

(問合せ先)

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付

担当：鈴木

電話：03-3501-5408

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：外圍(ほかぞの)、舘野(たての)

電話：03-5253-7525